第二十九条　累積
第三十条　原産資格を与えることとならない作業
第三十一条　直接積送
第三十二条　こん包材料及びこん包容器
第三十三条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料
第三十四条　間接材料
第三十五条　同一の又は交換可能な材料
第三十六条　運用上の証明手続
第三十七条　原産地規則に関する小委員会
第四章　税関手続
第三十八条　適用範囲
第三十九条　定義
第四十条　透明性
第四十一条　通関
第四十二条　通過物品
第四十三条　協力及び情報の交換
第四十四条　税関手続に関する小委員会
第五章　衛生植物検疫措置
第四十五条　適用範囲
第四十六条　権利及び義務の再確認
第四十七条　照会所
第四十八条　衛生植物検疫措置に関する小委員会
第四十九条　第十三章の規定の不適用
第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第五十条　目的
第五十一条　適用範囲
第五十二条　権利及び義務の再確認
第五十三条　協力
第五十四条　照会所
第五十五条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第五十六条　第十三章の規定の不適用
第七章　サービスの貿易
第五十七条　適用範囲
第五十八条　定義
第五十九条　市場アクセス
第六十条　内国民待遇
第六十一条　追加的な約束
第六十二条　特定の約束に係る表
第六十三条　最恵国待遇
第六十四条　特定の約束に係る表の修正
第六十五条　資格、技術上の基準及び免許
第六十六条　承認
第六十七条　独占及び排他的なサービス提供者
第六十八条　支払及び資金の移転
第六十九条　国際収支の擁護のための制限
第七十条　利益の否認
第七十一条　サービスの貿易に関する小委員会
第七十二条　約束の見直し
第七十三条　セーフガード措置
第八章　自然人の移動
第七十四条　適用範囲
第七十五条　定義
第七十六条　特定の約束
第七十七条　要件及び手続
第七十八条　自然人の移動に関する小委員会
第七十九条　追加的な交渉
第九章　知的財産
第八十条　一般規定
第八十一条　内国民待遇
第八十二条　最恵国待遇
第八十三条　手続事項の簡素化及び調和
第八十四条　透明性
第八十五条　知的財産の保護についての啓発の促進
第八十六条　特許
第八十七条　意匠
第八十八条　商標
第八十九条　著作権及び関連する権利
第九十条　植物の新品種
第九十一条　地理的表示
第九十二条　不正競争
第九十三条　国境措置に係る権利行使
第九十四条　民事上の救済に係る権利行使
第九十五条　刑事上の制裁に係る権利行使
第九十六条　協力
第九十七条　知的財産に関する小委員会
第九十八条　安全保障のための例外
第十章　競争
第九十九条　反競争的行為に対する取組による競争の促進
第百条　定義
第百一条　反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力
第百二条　技術協力
第百三条　第六条3及び第十三章の規定の不適用
第百四条　雑則
第十一章　ビジネス環境の整備
第百五条　基本原則
第百六条　政府調達
第百七条　ビジネス環境の整備に関する小委員会